

UDC 661.723.63

K 1508

# JIS

トリクロロエチレン  
(トリクロルエチレン)

㊤ JIS K 1508-1982

昭和57年11月1日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

## 化学部会 トリクロルエチレン専門委員会 構成表(昭和47年8月1日改正のとき)

	氏名	所属
(委員長)	久米昭正	東亜合成化学工業株式会社
	今村寿一	工業技術院東京工業試験所
	小幡八郎	通商産業省化学工業局
	渡部有造	工業技術院標準部
	中野馨	東京応化工業株式会社
	大木泰治	日新興業株式会社
	小林節郎	日本光学工業株式会社
	石井利和	関東電化工業株式会社
	白神修	旭ベンケミカル株式会社
	塩崎省三	四塩化炭素協会
(事務局)	中軸美智雄	工業技術院標準部繊維化学規格課
(事務局)	飛田勉	工業技術院標準部繊維化学規格課(昭和57年11月1日改正のとき)
	内田富雄	工業技術院標準部繊維化学規格課(昭和57年11月1日改正のとき)

主務大臣：通商産業大臣 制定：昭和29.1.30 改正：昭和57.11.1

官報公示：昭和57.11.13

原案作成協力者：パークロ協会

審議部会：日本工業標準調査会 化学製品部会(部会長 長沢栄一)

審議専門委員会：トリクロルエチレン専門委員会(委員長 久米昭正)(昭和47年8月1日改正のとき)

この規格についての意見又は質問は、工業技術院標準部繊維化学規格課(〒100 東京都千代田区霞が関1丁目3-1)へ連絡してください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第15条の規定によって、少なくとも5年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。



トリクロロエチレン  
(トリクロルエチレン)

K 1508-1982

Trichloroethylene

CHCl<sub>3</sub> CCl<sub>2</sub> FW: 131.39

1. 適用範囲 この規格は、工業用のトリクロロエチレン<sup>(1)</sup>(以下、本品という。)について規定する。

注 (1) 本品は、トリクロロエチレンに安定剤を添加したものである。

備考 この規格の中で {} を付けて示してある単位及び数値は、国際単位系(SI)によるものであって、参考として併記したものである。

2. 品質 本品は、3. によって試験し、表1の規定に適合しなければならない。

表1 品質

項目		品質
外観		浮遊物及び沈殿のないこと。
色(ハーゼン単位)		15 以下
比重(20/20°C)		1.460~1.475
水分%		0.01 以下
酸分又はアルカリ分	酸分(HClとして)%	0.001 以下
	アルカリ分(NaOHとして)%	0.025 以下
不揮発分%		0.005 以下
遊離塩素		検出しないこと。
蒸留試験	初留点 °C	85.5 以上
	95 v/v % 留出温度 °C	88.5 以下
	乾点 °C	91.0 以下
加速酸化試験 <sup>(2)</sup> 試験後酸分(HClとして)%		0.02 以下

注 (2) 加速酸化試験は、金属の蒸気脱脂に使用する製品について適用する。

### 3. 試験方法

3.1 一般事項 試験について共通する一般事項は、JIS K 0050(化学分析通則)による。

3.2 試料の採取方法 品質が同一とみなすことができる1ロットから製品の容器の種類によって、次に規定する方法で代表試料を採取する。

なお、ロットの設定、試料採取の時期及び場所については、当事者間の協定による。